

強い農業づくり交付金の概要

農林水産関係の補助金改革

仕組み転換の概要

強い農業づくり交付金(PR版、図)

強い農業づくり交付金フローチャート

強い農業づくり交付金の実施について

強い農業づくり交付金(ソフト)の配分方法について

農林水産関係の補助金改革

首相官邸：政策会議・戦略本部
(本部長 内閣総理大臣)

食料・農業・農村政策推進本部

農政改革基本構想

視点

選択と集中

国民の食を守る「食料産業」の視点

グローバル化の中の農業・農政

方向

食料自給率向上の前提となる人(農業経営)と資源(農地・農業用水等)の確保

消費者が真に安心して納得できる食生活の実現

連携

地域再生本部

地域が使いやすい仕組み
地域の自主性・裁量性の発揮

国と地方の連携による施策の展開

農林水産行政は国と地方が連携して展開する必要

- 自給率の向上(生産地 vs 消費地)
- 国土の保全(川上 vs 川下)
- 国民のふるさと(農村部 vs 都市部)

県、市町村の枠をこえて
広域的な判断が必要

補助金改革の方向

農政改革の方向に
沿った大胆な **統合・交付金化**
[175事業を7つの交付金に]

- 骨太な目的毎に統合
 - 食の安全・安心確保(27億円)
 - 強い農業づくり(470億円)
 - 元気な地域づくり(466億円)
 - バイオマスの環づくり(144億円)
 - もり森林づくり(44億円)
 - 強い林業・木材産業づくり(78億円)
 - 強い水産業づくり(152億円)

○ 仕組みの転換

- ・ 入口重視から出口重視へ
- ・ 成果目標を明示し事後評価を徹底
- ・ 採択時審査を簡素化
- ・ 地域が提案するメニューも補助の対象とする
- ・ 各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量に委ねる

省庁間の連携強化

～ 汚水処理、道路・農道・林道、漁港、港湾 ～

【地域再生基盤強化交付金の創設】

< 交付金全体額810億円、うち農林水産省310億円 >

○ 事務手続の簡素化

- ・ 複数の事業を一つの計画にまとめて申請し、交付金の交付を受けることができる。

○ 事業の円滑な実施

< 汚水処理の場合 >

市町村

農業集落排水等

公共下水道

浄化槽

融通可能

執行の弾力化

農林水産業・農山漁村の役割の発揮

仕組み転換の概要

事務手続の大幅な軽減

地域の取り組みの自由度の拡大

① 入り口重視から出口重視へ

[これまで]

- ・ 事業毎に定められた細かな要件に合致しているのか細かく審査
- ・ 個別の施設毎に規模・構造等を細かく審査

[これから]

事前審査の簡素化

- ・ 達成しようとする成果目標が、事業の目指す方向に合致しているかどうか、計画内容が成果目標達成可能な内容となっているかどうかだけを審査

事後評価の重視

- ・ 事業実施後、成果目標を達成できたかどうかを評価し、達成できない場合には、改善措置を求める

② 地域が提案するメニューも補助の対象とする

[これまで]

- ・ 国の示すメニューの中から選択

[これから]

- ・ 国の示すメニューに含まれていなくても、地域が必要と判断するメニューであれば、補助の対象とする

(想定されるメリット)

- ・ 他の事業で過去に整備した施設の改修など、既存のストックを活用した取組が容易になる
- ・ ハード事業でもソフト的取組(話し合い活動等)が可能になる

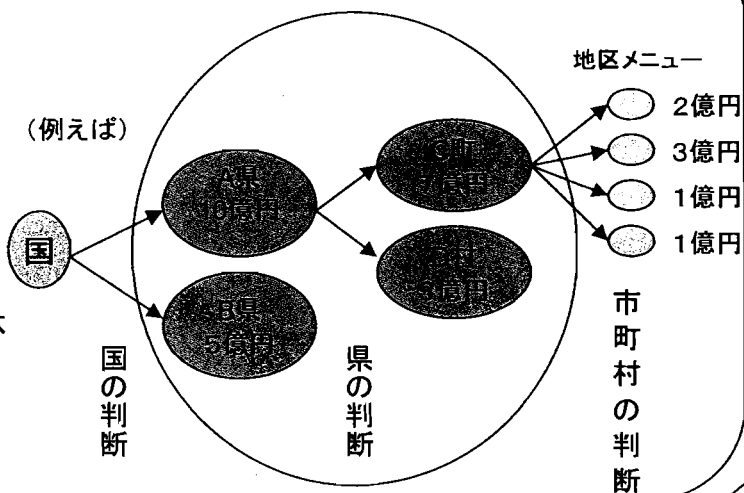
③ 各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量に委ねる

[これまで]

- ・ 個別事業毎に事業申請を受け交付額決定

[これから]

- ・ 統合された交付金一体で事業申請、採択した計画全体について予算を配分



強い農業づくり交付金

1 趣旨

生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進、食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの対策を総合的に推進。

2 交付金の概要

事業実施主体は、「強い農業づくり」に向け、当該地域が抱える①産地の競争力強化、②担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革、③安全・安心で効率的な流通システムの確立等の課題解決に向けた方向性と目標を設定し、その達成手段として以下の取組メニューを選択し、総合的に実施。

また、目標達成に必要な場合には、地域独自の事業メニューを実施することも可能。

＜取組メニュー＞

- ①高品質化、低コスト化等に向けた技術の実証・普及
- ②認定農業者の育成、農業経営の法人化、集落営農の組織化等、担い手に対する重点的・総合的な支援
- ③生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械、卸売市場における品質管理の高度化施設及び地方市場施設の整備等

3 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体、民間団体等

4 事業実施期間 平成17年度～21年度

5 補助率 定額（1／2以内）等

6 平成17年度概算決定額 47,009 百万円

強い農業づくり交付金

現状の対策

生産対策

高品質農畜産物の供給体制の確立を図るため、新技術の現地実証、施設・機械等の整備を支援

経営対策

認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積を促進し、地域農業の構造改革を加速化

流通対策

卸売市場の再編・連携や品質管理の高度化を通じ、生鮮食品等の流通の効率化、合理化に向けた取組を支援

対策の大括り化・交付金化

生産・経営から流通まで、川上から川下までの総合的な政策の推進

メリット

- 地域の実情に応じて必要なメニューを機動的、弾力的に選択することが可能になる
- 担い手の育成、産地の形成、流通の合理化といった対策を地域ごとに総合的に推進

生産・経営から流通までの総合的対策の推進

新技術の導入、施設整備の支援

担い手を中心とした産地における高品質農畜産物の生産

担い手に対する総合的支援

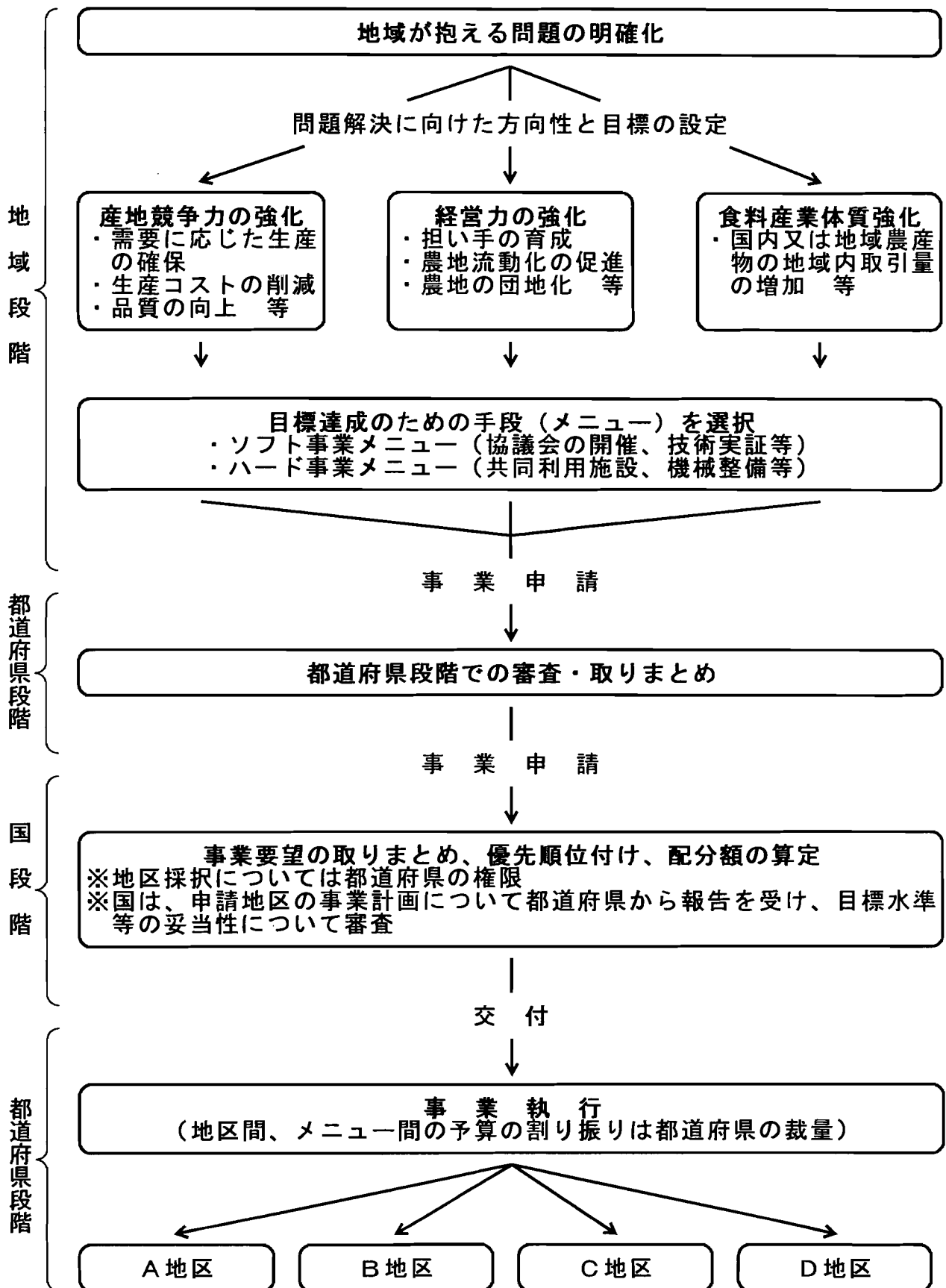
担い手育成

連携

- ・産地と実需者の取引締結の支援
- ・卸売市場整備による架け橋機能の強化等

消費者・実需者

強い農業づくり交付金フローチャート



強い農業づくり交付金の実施について

I ソフト事業

1 事業実施のフロー

- ① 事業実施主体（計画主体）は目指す方向性と目標を設定し、達成手段（メニュー）を選択
 - ・事業実施主体は、「強い農業づくり」に向けて、当該地域が抱える問題点を明確にし、その解決に向けた方向性と目標を設定し、その達成手段としてメニューを選択。
 - ・事業実施主体は、設定した目標、選択した達成手段についての事業計画を策定し、都道府県に提出。
- ② 事業計画の審査・国への提出等
 - ・都道府県は、事業実施主体から提出された事業計画を審査。
 - ・事業要件を満たさない計画、活動内容と目標の関連が不明確な計画等は再検討、又は事業の断念。
 - ・都道府県は、審査をクリアした事業計画を踏まえ、都道府県計画を作成し国に提出する。従来の計画協議は廃止。
 - ・国は、都道府県計画の目標水準について、その水準が妥当であるか等について審査。
- ③ 交付金の配分
 - ・国は、政策的な優先度を反映し得る目標のポイント、実績等を反映した配分指標を設定。都道府県の報告に基づき、配分指標に応じたポイント等を算定し、算定結果に基づいて交付金を配分する方法で配分額を決定。
- ④ 事業の執行
 - ア 事業計画の採択
 - ・都道府県は、割り当てられた予算の範囲内で事業採択。
 - ・各地区の事業実施主体間の配分は都道府県の裁量（国への計画協議は不要。但し、地域提案メニューの場合は国への協議が必要。）。
 - イ 交付申請
 - ・都道府県は、採択した事業実施予定地区に要する交付金の交付を申請。
 - ・国は、交付申請書により事業内容等を確認して交付金を交付。
- ⑤ 成果目標に対する評価
 - ・事業実施主体、都道府県及び国は、目標年度に到達した時点において、成果目標の達成度等について厳しく事後評価を実施。
 - ・国の判断による政策的な優先度を的確に反映するため、事後評価結果を次年度配分に反映させることとし、目標達成度の低い都道府県に対しては交付金の配分に減額反映。

2 地域提案メニュー

- ・「強い農業づくり交付金」（ソフト事業）全体で、都道府県への交付金総額の20%を上限として、地域提案メニューの事業実施を可能とする。
- ・地域提案メニューを実施する場合は、都道府県知事から地方農政局長への協議を必要とする。
- ・対象となるメニューは、「強い農業づくり」の目標達成のために真に必要であり、目標達成プロセスとの因果関係が明確になっているものとする。
- ・補助率は1/2以内とする。

3 補助率

- ・1/2以内等の補助率を明記。

II ハード事業

1 事業実施のフロー

- ① 事業実施主体（計画主体）は目指す方向性と目標を設定し、達成手段（メニュー）を選択
 - ・事業実施主体は、「強い農業づくり」に向けて、当該地域が抱える問題点を明確にし、その解決に向けた方向性と目標を設定し、その達成手段としてメニューを選択。
 - ・事業実施主体は、設定した目標、選択した達成手段についての事業計画を策定し、都道府県に提出。
- ② 事業計画の審査・国への提出等
 - ・都道府県は、事業実施主体から提出された事業計画を審査。
 - ・国の示す目標の最低基準を上回る目標を設定していない地域、事業要件を満たさない地域等は再検討、又は事業の断念。
 - ・都道府県は、上記の審査をクリアした事業計画を国に提出。従来の計画協議は原則廃止。
 - ・国は、個別の事業計画の目標水準について、その水準が妥当であるか等について審査。
- ③ 交付金の配分
 - ・国は、提出された事業計画を目標水準や国の計画への整合性等に応じて設定されたポイントのガイドラインに基づき、ポイントの高い順に並べ、予算額の範囲内でポイントの高い方から交付金の対象となる事業計画（以下「配分対象計画」）を特定し、その合計額を都道府県へ交付金配分案として内示。

④ 事業の執行

ア 事業計画の採択

- ・ 都道府県は、割り当てられた予算の範囲内で事業採択。
- ・ 目標の達成を条件として、各地区別の配分は都道府県の裁量。
- ・ 都道府県が、配分対象計画に代えて別の事業計画を採択する場合、配分対象計画と同趣旨・同水準の計画であることを原則とし、目標水準等の妥当性について国の審査を受けるものとする。
- ・ 入札残等で新規地区を採択する場合は、国の示す目標の最低基準を上回る計画について、都道府県の裁量により採択可能。

イ 交付申請

- ・ 都道府県は、採択した事業実施予定地区に要する交付金の交付を申請。
- ・ 国は、交付申請書により事業内容等を確認して交付金を交付。

⑤ 成果目標に対する評価

- ・ 事業実施主体、都道府県及び国は、目標年度に到達する間及び到達した時点において、成果目標の達成度等について厳しく事後評価を実施。
- ・ 目標達成の低い地区・事業実施主体に対しては、改善計画の作成、都道府県による重点指導を行うこととする。さらに、国の判断による政策的な優先度を的確に反映するため、事後評価結果を次年度以降の配分に反映させることとし、目標達成度の低い都道府県に対してはポイントの一律カットや交付金の配分に減額反映するなどの措置を検討。

2 地域提案メニュー

- ・ 「強い農業づくり交付金」（ハード事業）全体で、都道府県への交付金総額の20%を上限として、地域提案メニューの事業実施を可能とする。
- ・ 地域提案メニューを実施する場合は、都道府県知事から地方農政局長への協議を必要とする。
- ・ 対象となるメニューは、強い農業づくり交付金の目標達成のために真に必要であり、目標達成プロセスとの因果関係が明確になっているものとする。
- ・ 補助率は類似のものを準用。

3 補助率

- ・ メニューごとの補助率を明記。

強い農業づくり交付金(ソフト)の配分方法について

●地域が抱える問題解決に向けた方向性と目標を設定

●国が取組毎に政策推進上重要となる取組目標を設定。(国が設定した取組目標に対応した取組目標を掲げた場合はポイントに反映)

強い農業づくり交付金
産地競争力の強化
例: ●野菜
加工・業務用需要に対応した取組を進めること
●花き
ホームユース用切り花供給に関する取組を実施すること
等

●要望事業費の把握及びポイント付け
交付限度額1/2以内

A県 ポイント計 15P 要望額計324百万円	
野菜 2P	
花き 3P	
.....	
.....	
.....	
B県 ポイント計 12P 要望額計225百万円	
C県 ポイント計 5P 要望額計468百万円	
.....	
.....	
.....	
要望額総計13,500百万円	

(単位:百万円)						
	予算額①	ポイント 配分額 ①×30%	ポイント	ポイント 配分率②	配分額A ①×②	配分残額
A県	8,000		15	1.9%	45	5,600
B県			12	1.5%	36	
C県			5	0.6%	15	
.					.	
.					.	
.					.	
計			800	100.0%	2,400	

●ポイントの総計に占める各都道府県のポイントの配分率に予算額の30%額を乗じて配分。

●要望総額に占める都道府県の要望額の割合に配分残額(70%)を乗じた額を配分する。(事後評価が可能となった段階で配分率を50%とする)

	配分残額 ③	要望額④	要望率⑤	配分額B ⑥=③×⑤
A県	5,600	324	2.4%	134
B県		225	1.7%	93
C県		468	3.5%	194
計		13,500	100.0%	5,600

●都道府県配分額集計 (A県の場合)
配分額Aと配分額Bを加算し配分総額とする。
[要望額を超えた場合は要望額を配分額とする。
配分残額が生じた場合は要望額の割合による配分手法
により再配分する。]

強い農業づくり交付金(A県) 配分総額 179百万円	
配分額 A	45
配分額 B	134

都道府県要望地区に
配分率に
配分

●成果目標に対する評価

- ①事後評価を重視し、成果目標に対する達成度を厳しく評価。
②目標達成の低い都道府県に対しては次年度の交付金配分には反映。
(事後評価可能となった段階で予算額の20%程度を目標の達成度に応じて配分)